

公益財団法人日本スポーツ協会
令和 6 年度第 3 回理事会議事録

日 時 令和 6 年 7 月 17 日(水) 14:00~15:15

場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE14 階「岸清一メモリアルルーム」
※Web 会議を併用

会場出席者

<理事>

遠藤利明会長、越川均、坂元要、益子直美の各副会長、森岡裕策専務理事、山本浩、岩田史昭の各常務理事、角屋憲正、國吉富美子、高野瑞洋、田畑綾美、霊池恵量、東瀬義人の各理事

<監事>

藤田裕司

Web 出席者

<理事>

池田めぐみ、今井純子、今浦千信、上島しのぶ、刈谷好孝、高井志保、室伏由佳、山倉紀子の各理事

<監事>

草野満代

Web 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。

理事総数 28 名、うち出席 21 名で、定款第 37 条に基づき理事会成立。

定款第 34 条により、遠藤会長が議長となり議事に入った。

議 案

第 1 号:第 81 回国民スポーツ大会開催地(宮崎県)の決定について

(山本常務理事)

第 81 回国民スポーツ大会本大会の開催地については、すでに宮崎県に内定しており、本年は開催年の 3 年前となり、開催決定の年にあたる。

開催地の決定に先立ち、令和 6 年 5 月 23 日および 24 日に、スポーツ庁とともに現地視察を行い、開催準備状況を総合的に確認した。

会期については、令和 9 年 9 月 26 日(日)から 10 月 6 日(水)までの 11 日間となる。

実施競技は、正式競技 37 競技、特別競技 1 競技、公開競技 6 競技、デモンストレーションスポーツ 37 競技である。

本件については、令和 6 年 6 月 4 日開催の第 1 回国民スポーツ大会委員会の決議を経て、文部科学省の了解等、必要な手続きを終了している旨を資料に基づき説明し、第 81 回国民スポーツ大会本大会の開催地として宮崎県を決定することについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

決定後、遠藤会長から宮崎県・河野俊嗣知事に開催決定書が手渡され、同知事から謝辞が述べられた。

第 2 号:第 83 回国民スポーツ大会開催地(群馬県)の内定について

(山本常務理事)

第 83 回国民スポーツ大会の開催地については、令和 6 年 6 月 3 日付にて、群馬県から、「開催申請書」が当協会および文部科学省に提出された。

会期は、現在、関係機関・団体等と協議しており、開催に向け準備が進んでいる。

本件については、令和 6 年 6 月 4 日開催の第 1 回国民スポーツ大会委員会の決議を経て、文部科学省の了解等、必要な手続きを終了している旨を資料に基づき説明し、第 83 回国民スポーツ大会の開催地として群馬県を内定することについて諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

決定後、遠藤会長から群馬県・山本一太知事に開催内定書が手渡され、同知事から謝辞が述べられた。

第 3 号:令和 7 年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望について

(岩田常務理事)

令和 7 年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望については、現在、当協会の要望額を取りまとめ中であること、また、政府概算要求基準(シーリング)の詳細が未定であり、スポーツ庁と十分調整されていない状況にある。

したがって、国庫補助金については、政府の概算要求基準の動向を見ながら、スポーツ庁と折衝し、要望額を取りまとめていく。

また、公益財団法人 JKA ならびにスポーツ振興基金、スポーツ振興くじ等への補助金・助成金の要望については、各募集要項が公表され次第、国庫補助金要望額を勘案して、内容を取りまとめる。

令和 7 年度国及び公営競技団体等への補助金・助成金の要望について説明し、遠藤会長に一任する旨を諮り、原案どおり出席理事全員一致で可決された。

報 告

1. 会務関係

会務関係について、以下の通り報告。

(1) JAPAN GAMES について

(森岡専務理事)

当協会では、JSPO の理念や想いを体現するムーブメントとして、国民スポーツ大会、日本スポーツマスターズ、全国スポーツ少年大会の3大会を「JAPAN GAMES」としてブランド統一を進めている。ブランド統一を通じて、スポーツ大会や活動に求められる新たな在り方を創造し、多様性、継続性、地域性といった価値の実現を目指している。JAPAN GAMES について、3点報告した。

○ ロゴ・大会名称について

国民スポーツ大会では、2025年まで、開催地の選択制としつつ、2026年の第80回青森大会以降は、JAPAN GAMES のロゴを国民スポーツ大会マークとして展開していくこととしている。

また、日本スポーツマスターズ、全国スポーツ少年大会についても、それぞれ順次大会名称とロゴの変更を進め、遅くとも2029年までには「JAPAN GAMES」へのブランド統一が完成する。

○ JAPAN GAMES パークについて

JAPAN GAMES パークは、JAPAN GAMES ブランドのタグラインである「スポーツはもっとオモシロイ。」を具体化し、広くスポーツに関心のない一般の方々にも体験していただくための取組として、開催地の地域住民の方々をメインに捉えている。

本年10月に佐賀で開催される第78回国民スポーツ大会で実施する JAPAN GAMES パーク in SAGA2024 では、パラスポーツ体験、アーバンスポーツステージパフォーマンス、バーチャルスポーツ体験、NF・市町村との連携によるスポーツ体験、そしてそれらをつなぐスタンプラリーの5つを企画している。特に、日本パラスポーツ協会とのコラボによるパラスポーツ体験については、総合開会式おもてなし広場での実施となり、JAPAN GAMES が目指す価値の一つである「スポーツを通じた共生社会の実現」に向けて象徴的な取組となる。

○ JAPAN GAMES の新たな取組について

「国民スポーツ大会」の開催機運の醸成や地域の人々のスポーツに触れる機会の拡充、「JAPAN GAMES」のタグラインである「スポーツは、もっとオモシロイ。」を体感することを目的として JAPAN GAMES の新たな取組を実施する。

この取組では、トップアスリートを派遣し、子どもたちにスポーツをする楽しさや喜びを体験してもらうイベントを開催する。なお、本イベントは、国スポ本大会の前年に開催県において実施することから、来年度の国スポ開催県である滋賀県において、「わたS HIGA輝く国スポ・障スポ JAPAN GAMES SHIGA パーク」(仮)という名称にてイベントを開催予定である。主催は当協会、支援団体は助成をいただくミズノスポーツ振興財団とし、スポーツ庁に後援を、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会および滋賀県スポーツ協会に協力を依頼する予定である。開催日程は、今後滋賀県と調整の上、決定するが、令和6年12月から令和7年3月までの間の1日を予定して

おり、午前・午後の2回開催する。また、会場は、滋賀県内のスポーツ施設にて、参加人数は合計約500名を予定している。今後、競技、日程、会場などを調整し、約50年に1度の国スポの開催を機に、特に子どもたちがスポーツの直接体験を通じて笑顔になっていただけるよう進めることとしている。

(2) JSPO 中期計画 2023-2027 について

(森岡専務理事)

JSPO 中期計画 2023-2027 は、JSPO のミッション、ビジョン 2027、バリューに基づき、ビジョン 2027 を実現するための「4つの重点項目」と「32の成果目標」を中心に構成している。

本中期計画では、総合企画委員会の下に、「中期計画部会」を新たに設置し、「成果目標サポートプログラム」の取組を通じ、成果目標の達成を支援する PDCA サイクルを構築している。「成果目標サポートプログラム」における検証・評価は1年に1回とし、4つの重点項目に対する32の成果目標のみに対し行っている。

2023年度の4つの重点項目の進捗状況・取組予定は以下の通り。

○ 重点項目1「地域スポーツの最適化」

運動部活動改革への対応として、JSPO 公認スポーツ指導者の質的・量的確保は順調に進んでいる一方、運動部活動との連携が期待される総合型クラブは、認証制度の確立・普及を通じて地域や保護者からの信頼・信用を得ることが不可欠ながら、都道府県・市区町村行政との連携が不足している。

○ 重点項目2「多様性の尊重」

JSPO-ACP を活用したタイとの国際交流事業は、独自の取組として、更なる発展に期待できると考えている。また、女性の活動推進は、アプローチを行うターゲットを明確にし、進捗を適切に評価できる指標の再設定を今後検討する。

○ 重点項目3「スポーツ・インテグリティの強化」

2023年度は「暴力行為根絶宣言」採択から10年目の節目であり、「NO! スポハラ」活動などを開催し、一定の成果を収めることができた。また、国スポ参加者へのアンチ・ドーピング教育が義務化されたことから、新たな目標設定が必要となる。

○ 重点項目4「次世代につなぐ新たな仕組みの実現」

2024年度以降、国スポ、全国スポ少大会、マスターズの3大会が新たに「JAPAN GAMES」としてスタートする重要な年となる。また、スポーツ少年団と総合型クラブの統合・連携に向け、具体的な施策を協議する予定である。

「32の成果目標」に関する進捗状況は、最終目標を達成している場合は「S」、当該年度の目標を達成している場合は「A」、目標を達成していないが、現状を継続すれば最終目標を達成見込な場合は「B」、当該年度の目標を達成しておらず、改善が必要な場合は「C」と4段階から、各所管委員会が自己評価を行っている。

2023年度は、2つの成果目標が既に最終目標を達成していることから、この2つについては、次年度以降目標設定の見直しを行う。本中期計画の初年度となる2023年度は前年度実績を目標値と読み替え評価を行ったため、約6割の成果目標が2023年度の目

標を達成している「A」評価となった。一方、6つの成果目標について最終目標の達成に向けて改善が必要である「C」評価となっている。また、約3分の1の成果目標において、今期の取組を踏まえ、次年度以降に成果目標や到達目標経年データの修正を検討する。

この成果目標サポートプログラムを通じて、当協会事業全体の計画、実行のみならず検証・評価・改善などを常に行っていく。

(3) 令和6年能登半島地震被災地支援について

(森岡専務理事)

令和6年能登半島地震被災地支援として、「令和6年能登半島地震被災地支援『みんなで遊んで元気アップ』」を実施する。

本イベントは、本年1月に発生した能登半島地震により、甚大な被害を受けた地域に暮らし、不安やストレスを抱える子どもたちに対して、JSPO-ACPを提供し、楽しみながらからだを動かすことにより、運動不足を解消するとともに、元気と活力を取り戻していただくことを目指す。実施にあたっては、石川県の後援と石川県スポーツ協会の協力並びにライフスポーツ財団の支援を得て、令和6年9月5日から25日までの期間、延べ15回実施し、合計で約1,200名の幼児・児童の参加を予定している。実施場所は、能登半島地域石川県かほく市、珠洲市、七尾市、穴水町、志賀町、宝達清水町の6市町の幼稚園、保育園、及び小学校とし、6市町の各園・各校に在籍し、参加希望のあった学年の幼児・児童を参加対象とする。

また、本イベントは、JSPO-ACPを用い、45分から60分程度のプログラムにより構成し、JSPO-ACP普及・啓発プロジェクトメンバーが講師を務める。さらに、今回、ゲスト出演として、被災地域にゆかりのあるJリーグ、Bリーグ、Vリーグなどのトップアスリートの参加についても予定しており、現地の子どもたちとともにからだを動かし、交流を深めていただくことを考えている。

当協会では、今回の体験イベントを通して、被災地におけるスポーツ活動が1日でも早期に再開できるよう、微力ながら復興に向けた支援を引き続き行っていく。

(國吉理事)

被災地支援事業の予算はどのようになっているか。

(森岡専務理事)

ライフスポーツ財団から支援の申し出があり、実施することとなった。金額については、現在調整中である。

2. 国民スポーツ大会関係

国民スポーツ大会関係について、以下の通り報告。

(1) 国民スポーツ大会第5期(第86回大会～第88回大会)実施競技選定について

(山本常務理事)

国民スポーツ大会の実施競技は、4大会ごとに見直すこととしており、見直しのタイミン

グは、開催地における諸準備に配慮し、大会開催の7年前までに行うこととしている。

第5期実施競技選定は、令和14年の第86回大会から第89回大会までの4大会が対象となる。なお、第89回大会は、今後、開催要望書の提出を受け、開催申請書提出順序了解県となった都道府県が入ることとなる。

1 大会当たりの実施競技数の上限は、正式競技40競技、公開競技10競技とし、選定基準は、国民スポーツ大会委員会が定めた選定基準に基づき、選定することとしている。

スケジュールは、令和6年7月から11月にかけて中央競技団体へ調査を行い、令和6年12月から令和7年6月にかけて中央競技団体へのヒアリングや評価等を行ったのち、令和7年11月に実施競技を決定する予定である。

令和6年度第2回理事会で設置が決定した「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」で検討される内容のうち、実現可能な取組については、柔軟に取り入れていくこととしている。

(2) 今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議について

(森岡専務理事)

令和6年度第2回理事会で設置することが承認された「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」については、設置規程により、会長が指名する委員をもって構成するものとしており、以下の通りメンバーが決定した。

【今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議 委員名簿】

区分	氏名	所属・役職等
自治体	阿部 守一	長野県知事(全国知事会)
	下鶴 隆央	鹿児島市長(全国市長会)
	田島 健一	佐賀県白石町長(全国町村会)
自治体 関係	細田 眞由美	前さいたま市 教育長
	勝嶋 憲子	東京都立富士高等学校 東京都立富士高等学校附属中学校 統括校長 (全国高等学校長協会)
スポーツ 統括団体	三屋 裕子	日本オリンピック委員会 副会長
	森 和之	日本パラスポーツ協会 会長
スポーツ 関係者	上村 春樹	講道館 館長
	田嶋 幸三	日本サッカー協会 名誉会長
	原 晋	青山学院大学 陸上競技部 監督
	増田 明美	日本パラ陸上競技連盟 会長
	原田 雅彦	全日本スキー連盟 副会長
	高田 春奈	日本女子プロサッカーリーグ チェア
	諸橋 寛子	UNITED SPORTS FOUNDATION 代表理事
	田川 博己	JTB 相談役
藤原 誠	東京国立博物館 館長	

アスリート	平野 早矢香	
	皆川 賢太郎	
	岡崎 朋美	
	田中 雅美	
	谷 真海	
スポーツ 政策 (大学)	鈴木 寛	東京大学大学院 教授、慶応義塾大学大学院 教授
	友添 秀則	日本学校体育研究連合会 会長、環太平洋大学 教授
	高橋 義雄	早稲田大学 教授
マスコミ	二宮 清純	スポーツジャーナリスト
	結城 和香子	読売新聞社 編集委員
	吉本 有里	日本放送協会
経済界	小林 健	日本商工会議所 会頭
	増田 寛也	日本郵政 取締役兼代表執行役社長
	伊藤 敦子	東日本旅客鉄道 常務取締役 グループ経営戦略本部長
	高橋 美江	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 女性経営者の会 会長
その他	遠山 友寛	TMI 総合法律事務所 弁護士
	奥山 清行	KEN OKUYAMA DESIGN CEO
	渡邊 一利	笹川スポーツ財団 理事長

(遠藤会長)

開催自治体として、全国知事会、全国市長会、全国町村会からそれぞれご推薦いただいた阿部長野県知事、下鶴鹿児島市長、田島佐賀県白石町長に委員を依頼した。そのほか、自治体関係、スポーツ統括団体、スポーツ関係者、アスリート、スポーツ政策、マスコミ、経済界など、スポーツ界のみならず幅広い分野の方々にご協力をいただき、全体で委員は34名となった。委員34名のうち女性は14名となり、全体の40%が女性委員となる。座長は日本商工会議所会頭の小林健氏に依頼し、了承いただいている。

中央競技団体、都道府県スポーツ協会関係者が委員に入っていないが、当協会とともに国民スポーツ大会を運営してきた仲間として、改めてご意見をいただきたい。

3. スポーツ・インテグリティ関係

スポーツ・インテグリティ関係について、以下の通り報告。

(1) 公認スポーツ指導者およびスポーツ少年団登録者の処分について

(岩田常務理事)

公認スポーツ指導者とスポーツ少年団登録者が、暴力など不適切な行為を行った場合は、「登録者等処分規程」に基づき、処分を行っている。処分の決定は、倫理・コンプライアンス委員会の下に設けた「処分審査会」にて行っており、公認スポーツ指導者およびスポーツ少年団登録者12名について、以下の通り処分内容を決定した。

No.	資格名	性別	違反行為	処分内容	処分施行日
1	新体操コーチ 3	女性	パワーハラスメント 不適切な行為	資格停止 12 カ月	令和 6 年 6 月 10 日
2	バレーボールコーチ 1	男性	身体的ハラスメント・虐待	資格停止 20 カ月	令和 6 年 6 月 12 日
3	ハンドボールコーチ 3	男性	不適切な行為	資格停止 3 カ月	令和 6 年 6 月 12 日
4	バレーボールコーチ 4	男性	暴力・暴行その他の身体的虐待	資格停止 14 カ月	令和 6 年 6 月 12 日
5	柔道コーチ 1	男性	暴力・暴行その他の身体的虐待	資格停止 12 カ月	令和 6 年 6 月 12 日
6	ゴルフコーチ 1	男性	暴言その他の精神的虐待	資格停止 12 カ月	令和 6 年 6 月 8 日
7	ラグビーフットボール コーチ 1	男性	暴言その他の精神的虐待 無視・懈怠	資格停止 15 カ月	令和 6 年 6 月 12 日
8	ハンドボールコーチ 1	男性	無視・懈怠	資格停止 14 カ月	令和 6 年 7 月 10 日
9	レスリングコーチ 1	男性	暴力・暴行その他の身体的虐待	資格停止 8 カ月	令和 6 年 7 月 10 日
10	バレーボールコーチ 1/ スポーツ少年団登録 (指導者)	女性	心理的ハラスメント・虐待 身体的ハラスメント・虐待	資格停止 9 カ月/ 活動停止 9 カ月	令和 6 年 7 月 10 日
11	バレーボールコーチ 1/ スポーツ少年団登録 (指導者、役員)	男性	暴力・暴行その他の身体的虐待 暴言その他の精神的虐待	資格停止 9 カ月/ 活動禁止 9 カ月	令和 6 年 7 月 10 日
12	バレーボールコーチ 1	男性	暴力・暴行その他の身体的虐待	資格停止 8 カ月	令和 6 年 7 月 10 日

※No.10とNo.11について、スポーツ少年団の処分内容を「活動停止」、「活動禁止」と記載しているが、違反行為時の規程を適用していることから、その規程のとおり記載。表現は異なっているが、「少年団活動を行ってはならない」ということでは違いはない。

4. 日本スポーツマスターズ関係

日本スポーツマスターズ関係について、以下の通り報告。

(1) 日本スポーツマスターズ2025愛媛大会名称・表彰と大会日程・会場について

(坂元副会長)

来年開催の2025愛媛大会から、「JAPAN GAMES」としてリブランディングすることに伴い、統一名称やロゴの使用等を進めることとしていた。

令和 6 年 5 月 27 日に設立された「日本スポーツマスターズ2025愛媛大会実行委員会」での承認後、令和 6 年 6 月 3 日開催の令和 6 年度第 1 回日本スポーツマスターズ委員会において協議した結果、正式名称は、従前同様に「日本スポーツマスターズ2025愛媛大会」とし、英語表記は「JAPAN GAMES MASTERS EHIME 2025」、ロゴは「JAPAN GAMES」のロゴにすることが承認された。なお、標章については、大会ごとのロ

ゴデザインや文字標章を含めた取扱い等を今後決定することとし、これまで活用してきた競技別ロゴマークについては、2025年大会以降は活用しないこととなる。

また、日本スポーツマスターズ2025愛媛大会の会期について、令和5年度第6回理事会において報告しているが、競技ごとの日程と競技会場について、愛媛大会実行委員会での承認後、令和6年6月3日開催の第1回日本スポーツマスターズ委員会にて承認された。

5. スポーツ少年団関係

スポーツ少年団関係について、以下の通り報告。

(1) 第46回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会における暑熱対策について

(益子副会長)

昨今のスポーツ活動中における熱中症事故の多発を受け、令和6年6月3日「スポーツ活動中の暑熱対策に関する JSPPO 対応方針」を組織として策定し、熱中症予防に向けて、各種の対策を講じるとともに、有益な情報の収集や提供に取り組んでいる。

この対応方針を踏まえ、令和6年8月1日から4日まで鳥取県で開催する「第46回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会」にて、暑熱対策を講じる。主な暑熱対策は、以下の3点である。

①試合は、日中の気温が高い時間帯を避け、午前の部(8:30~10:15)と夕方の部(16:00~17:45)の2部制で実施する。

※昨年、千葉県で開催した第45回大会は、暑さを考慮し、試合開始時刻を17:30以降に急遽変更して実施したが、本年度は試合スケジュール、競技会場の設備状況等を踏まえ、予めの準備をして2部制での実施とする。

②各競技会場において、「試合開始前」と「試合中の各イニングの開始前」に WBGT 指数を測定し、WBGT31℃以上となった場合、試合を開始しない。

③「熱中症特別警戒アラート」が試合日前日に発表された場合、翌日予定の全試合を中止する。

暑さ指数(WBGT)の測定方法およびその対応は以下の通り。

○ 試合開始前

・WBGT31℃未満の場合、試合を開始する。

・WBGT31℃以上の場合、当初の試合開始予定時刻の60分後を最終として、5分毎に再測定を行う。

※特に「午前の部(8:30~10:15)」では、時間の経過とともに気温が上がるのが予想されるため、60分を待たずに、両チームの代表指導者が合意の上、抽選で勝敗を決めることができるとする。

○ 試合中(各イニングの開始前)

・WBGT31℃以上であった場合、その時点で試合を終了する。

※例えば、4回裏が終了した時点でAチーム2点、Bチーム1点の、2-1の状況では、次の5回のイニング開始前の測定でWBGT31℃以上となった場合、5回の表・裏は行わず、そのまま

ま試合終了(2-1でAチームの勝利)とする。

○ 勝敗の決定方法

以下のいずれかにより勝敗が決しない場合、試合の順延はせず、両チームの代表指導者(各1名)による抽選により勝敗を決定する。

①均等回完了時、同点の場合

②WBGT31℃以上により試合を開始できず、中止となった場合

③「熱中症特別警戒アラート」により試合が中止となった場合

④悪天候等の特別な事情により試合開始前に中止となった場合

当協会としては、今夏特に厳しい暑さが予想される中、大会を主催するにあたり、子どもたちはもとより、審判、チーム関係者、応援保護者、大会運営者等の安全を最優先に考え、今回の対策を定めた。熱中症予防に関する周知・啓発にも引き続き取り組んでいく。

(越川副会長)

昨年度千葉県にて開催した軟式野球交流大会では、開催前日に急遽、開閉会式や少年野球教室の中止や試合開始時刻の変更などを決定した。今回は前もって対策を公表しているため大きな混乱はないかと考えている。しかしながら、遠方から参加する参加者もいるため、「熱中症特別警戒アラート」が発表され、全試合中止となった際には、参加してよかったと感じられるプログラムを検討いただきたい。

(益子副会長)

試合中止となった際のプログラムは、子どもたちが楽しめるようなものを検討していきたい。

(遠藤会長)

子どもは体温調節機能が十分に発達していないため、各種団体が開催する大会においても熱中症対策を講じて、熱中症予防に取り組んでいただきたい。

3. 地域スポーツ関係

地域スポーツ関係について、以下の通り報告。

(1) スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの連携体制の構築について

(益子副会長)

現在の社会課題として、人口減少や少子高齢化があり、スポーツ界にもその影響がある。また、多様なスポーツの課題があり、将来的に地域においてスポーツをする場がなくなる可能性があるという問題にも繋がると考えられる。スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブでも活動をどのように持続させるかという共通の課題を抱えている状況で、その課題解決のためには、連携が不可欠と考えられる。

少年団と総合型クラブの連携により期待される効果は、少年団と総合型クラブの互いの特徴を補完・共有し合うことにより、運動部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の

いわゆる受け皿としての体制が整うこと、子どものスポーツ権の確保、生涯を通してみる・ささえるスポーツに関わる人口の増加などが挙げられる。

総合型クラブと少年団の連携体制構築のイメージとして、最終的には少年団や総合型クラブをはじめとした、地域の様々なスポーツクラブや団体が「JSPO 地域スポーツクラブ(仮)」として互いに認知・尊重・連携し、それぞれの特徴を活かして活動を提供することにより、地域スポーツの充実に貢献している状態となることを目標としている。

まずは、少年団と総合型クラブの連携体制を構築することを目指し、2030 年度までの目標を設定した。1年後の2025 年度までをフェーズⅠとし、統括組織の連携のために「連携促進会議」を設置し、具体的施策の検討・実施に取り組むこととしている。続いて、その2年後の2027 年度までをフェーズⅡとし、連携促進の具体的施策の拡大を図る。また、今後、法改正が想定される「スポーツ基本法」にもある「地域スポーツクラブ」の概念を普及させることが必要と考えている。そして、最後のフェーズⅢでは、2030 年度までを目標に、少年団と総合型クラブによる「JSPO 地域スポーツクラブ(仮)」制度を確立する。

連携体制のフェーズⅠの通り、少年団と総合型クラブの連携促進のための施策を検討するため、「地域スポーツクラブ連携促進会議」を設置する。会議体は、内部としては、日本スポーツ少年団常任委員会、地域スポーツクラブ育成委員会、総合型クラブ全国協議会常任幹事会、外部としては有識者、関係団体から幅広く構成し、既存事業における連携方法や新規事業の企画・立案、連携による効果などを検証することとしている。

本件については、少年団と総合型クラブのそれぞれの会議において協議した際、いずれも連携体制を構築することに前向きなご意見をいただき、より一層スピード感を持って進めてほしいとの意見が出た。まずは、新たに立ち上げる「地域スポーツクラブ連携促進会議」において、現在の地域スポーツの状況を踏まえ、具体的な取組を迅速に進めていく。

その他

(霊池理事)

JAPAN GAMES の取組、地域スポーツにてスポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの融合が進むことに期待している。

一方、JSPO 中期計画2023-2027の重点項目に「スポーツ・インテグリティの強化」があるが、本日の理事会においても公認スポーツ指導者・スポーツ少年団登録者の処分案件が多くあった。子どもたちにとってスポーツが人生の糧となるようにするためにも、この問題をしっかりと受け止めていかなければならないと感じている。愛知県スポーツ協会では、400 人ほどが参加する指導者研修会を開催した際、「NO! スポハラ」の動画放映を行った。参加者が「NO! スポハラ」を拡散できるような仕組みを作り、SNS 等を活用して「NO! スポハラ」の認知度がより高まり、トップアスリートから地域でスポーツを楽しむ人々まで広がるような取組ができたらとよいと考えている。

(森岡専務理事)

「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を発出してから10年が経過したが、公認スポーツ指導者の処分事案は後を絶たない現状がある。「NO! スポハラ」活動は昨年度で終わりではなく、引き続き取組み、スポハラのないスポーツ界をつくっていきたい。

理事の皆様、加盟団体の皆様とともに、引き続き取り組んでいきたい。

(遠藤会長)

昨年盗撮に対処する「性的姿態撮影等処罰法」が成立し、施行された。スポーツ選手の盗撮への対応は、検討事項になっている。次回の理事会にてスポーツ選手の盗撮への対応について報告したい。

以上の諸報告をいずれも了承後、15時15分に閉会。